

令和 8 年度 福岡観光コンベンションビューロー コンベンション開催助成金 募集要項

1 事業の目的

福岡市内において開催されるコンベンションに対し、その開催に係る資金の一部を助成することにより、コンベンションの積極的な誘致を促進し、MICE 都市福岡の発展及び国際交流の推進に寄与することを目的とします。

2 支援内容

(1)対象

福岡市内で開催され、学術・技術・文化・芸術・スポーツ・産業または経済の振興に広く寄与するコンベンション（※1）で、次の要件をすべて満たすものが対象となります。

コンベンションの種類	要件
国際コンベンション	① 一日あたりの外国人参加登録者数が 50 名以上(※2) （留学生など国内在住者を除く） ② 参加国が日本を含む 3 カ国以上 ③ 会期が 2 日以上 ④ SDG s 達成に貢献する取組みを実施
国内コンベンション	① 九州規模以上のコンベンション ② 一日あたりの参加登録者数が 1,000 名以上(※2) ③ 会期が 2 日以上 ④ SDG s 達成に貢献する取組みを実施

※1 「コンベンション」とは、国際機関・国際団体または、国内機関・国内団体等が主催する会議・大会・集会その他これらに類するものとし、会議を伴わない展示会・見本市・イベント、民間企業 1 社が開催する社内会議や製品説明会等は含みません。

※2 参加登録者数には、オンライン参加者は含まれません。

※以下に該当するものは対象から除きます。

- ・毎年福岡市内で開催されるもの
- ・福岡市からこの支援制度以外の制度に基づき金銭的な助成を受けるもの。ただし「福岡観光コンベンションビューローユニークベニュー活用支援助成金」については、助成金の交付対象となる経費が重複しない場合に限り、併用申請を可とする。
- ・国、地方公共団体又はその他機関から、助成金の交付対象となる経費を同じくする金銭的な助成を受けるもの
- ・営利を目的として開催されるもの
- ・政治的または宗教的な目的をもって開催されるもの
- ・法令または公序良俗に反する目的で開催されるもの
- ・暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が開催に関わっているもの

(2) 助成金額

助成金は、助成金対象経費の30%に相当する額を超えない範囲で、福岡観光コンベンションビューローが定める限度額に基づく金額とします。

【助成対象経費】

会場費、装飾費、広報費、報酬及び謝礼金、運営事務費、ソーシャルプログラムにかかる経費、SDGs達成に貢献する取組みにかかる経費

※助成は、予算の範囲内で行います。

※助成額については、コンベンションビューローの担当者にご確認ください。

※算出された助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※開催に要する経費については、可能な限り福岡市内の業者へ発注するように努めてください。

(3) 対象期間

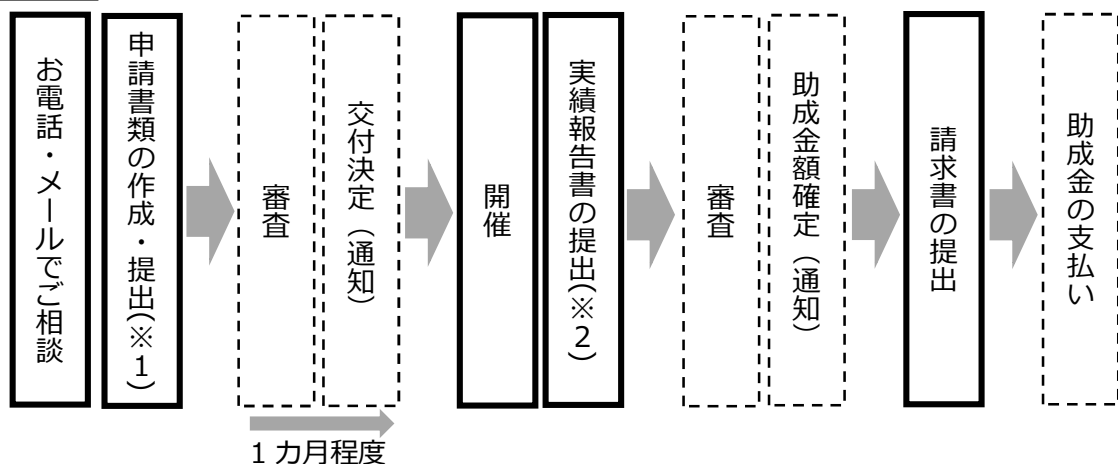
令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開催されるもの

3 申請の流れ

まずは福岡観光コンベンションビューローまでお問合せください。

電話：092-733-0101 メールアドレス：mpf@welcome-fukuoka.or.jp

※ は申請者が行う項目です。



(※1) 〆切：令和8年2月27日(金)

(※2) 〆切：開催後3カ月以内、または令和9年3月31日(水)のいずれか早い方

(令和9年1月以降の開催分に関しましては、実施報告書、その他書類の提出期限について事前に福岡観光コンベンションビューローにご確認ください。)

上記の期限に間に合わない場合は、お支払いできません。

4 申請方法

(1) 申請者

申請者は、コンベンションの主催者（個人、法人または実行委員会等の組織）とします。

※以下に該当する場合は、申請できません。

- ・主として政治的または宗教的な活動を目的とする者
- ・法令または公序良俗に反する活動を行う者
- ・暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納している者

(2) 申請期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

(3) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① コンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第1-1号）
- ③ 開催趣意書
- ④ 事業計画書
- ⑤ SDG s 達成に貢献する取組み計画書（様式第1-2号）
- ⑥ 収支予算書
- ⑦ 団体規約等
- ⑧ 役員名簿（様式第1-3号）

(4) 提出先

福岡観光コンベンションビューロー担当者まで電子メールでご提出ください。

(5) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず記入漏れや不足書類がないかを確認してください。不備があった場合、助成対象とならない場合があります。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

5 審査及び交付決定

申請書類を受領した後、審査を行い、審査結果は書面にてお知らせします。

※審査の結果、交付決定をしないことや申請額から減額して交付決定することがあります。

6 事業の実施及び実施報告

コンベンション開催後、以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① コンベンション開催助成金事業実績報告書（様式第 6 号）
- ② 事業報告書
- ③ 収支決算書
- ④ 助成対象経費にかかる領収書の写し（助成金交付決定額の 10/3 以上の支出が確認できるもの）
- ⑤ 開催状況が確認できる写真（4～5 枚程度）
- ⑥ コンベンション参加人員報告書
- ⑦ 外国人参加者名簿（国際コンベンションのみ）
- ⑧ SDGs 達成に貢献する取組み報告書（様式第 6-1 号）
- ⑨ ⑧の実施状況を客観的に証明する書類（写真・領収書等）

(2) 実施報告書提出期限

開催後 3 カ月以内または、令和 9 年 3 月 31 日(水)のいずれか早い方（必着）

（令和 9 年 1 月以降の開催分に関しましては、実施報告書、その他書類の提出期限について事前に福岡観光コンベンションビューローにご確認ください。）

(3) 提出先

福岡観光コンベンションビューロー担当者に電子メールにてご提出ください。

(4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず記入漏れや不足書類がないかを確認してください。
不備があった場合、助成対象とならない場合があります。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

7 審査及び助成金額の確定

実績報告書を受領した後、審査を行い、事業計画通りに実施されたことが認められた場合は、交付決定額の範囲内で助成金額を確定し、書面にて通知します。

※なお、参加人数の実績に応じて、助成額の限度額が減額となる場合があります。

8 助成金の請求及び支払い

助成金額の確定通知を受領したら、すみやかに「請求書兼口座振込依頼書（様式第 8 号）」を提出してください。

9 助成金活用の告知等

助成金対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（プログラム、パンフレット等）等に以下の Meeting Place Fukuoka のロゴと定型文を用いて福岡観光コンベンションビューローからの助成を受けている旨を表示するように努めてください。

MPF（Meeting Place Fukuoka）ロゴ



告知定型文

【日本語】「本事業は、福岡市および公益財団法人福岡観光コンベンションビューローの助成金を活用し実施しています。」

【英語】「This event is supported by a subsidy from Fukuoka City and the Fukuoka Convention & Visitors Bureau.」

10 留意事項

- (1) 当事業において収集した情報は福岡市に共有します。
- (2) 審査のためなど必要があるときは、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、実施状況の確認のため現地調査を行い、帳簿等関係書類を検査する場合があります。また、今後のM I C E施策の参考とさせていただくため、福岡市または関係団体が実施するアンケート調査にご協力ください。
- (3) 申請後、事業計画に変更が生じた場合（期間や会場、申請額の変更等）や不測の事態によりやむを得ず開催を中止・延期する場合は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (4) 以下に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、助成金の返還を求める場合があります。その場合は、助成金の返還等、福岡観光コンベンションビューローの指示に従ってください。
 - ① 助成対象事業が自己都合により中止、または遂行される見込みがないとき
 - ② 助成対象事業に該当していないことがわかったとき
 - ③ 虚偽の申請その他の不正行為があったとき

- ④ その他福岡観光コンベンションビューローが助成を行うことを不相当と認めたとき
- (5) 助成金にかかる所得税や法人税等については、適切に申告してください。
- (6) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和14年3月末日まで）は関係書類（助成事業に係る関係書類及び帳簿類）を必ず保管してください。必要に応じて提出を求める場合があります。
- (7) **本助成事業の実施は、令和8年度福岡市予算の議決を経てはじめて効力を発するものとします。**

【問合せ先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号
公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー
電話：092-733-0101 Fax：092-733-3100
メールアドレス：mpf@welcome-fukuoka.or.jp

福岡観光コンベンションビューローホームページ
<https://www.welcome-fukuoka.or.jp>

